

一般国道 168 号改築工事（天の川バイパス・大阪府交野市私部西五丁目地内から枚方市茄子作東町地内まで）に関する事業認定理由

平成 19 年 12 月 4 日付けで大阪府から申請のあった一般国道 168 号改築工事（天の川バイパス・大阪府交野市私部西五丁目地内から枚方市茄子作東町地内まで）について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府交野市星田北一丁目地内から枚方市茄子作東町地内までの延長 1,505 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 168 号改築工事（天の川バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号の一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号。）附則第 3 項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていないこと及び大阪府内に存することから、道路法第 13 条第 1 項の規定により大阪府が道路管理者となるので、起業者である大阪府は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 168 号（以下「本路線」という。）は、和歌山県新宮市を起点とし、紀伊半島のほぼ中央部を縦断する形で奈良県五條市、大阪府交野市等を経由して、終点の大阪府枚方市に至る延長約 194.8 km に及ぶ幹線道路である。

本路線の沿線のうち、大阪府域の交野市及び枚方市は、大阪市と京都市のほぼ中間に位置し、古くから交通の要衝として発展してきた地域であり、一般国道 1 号を基幹として、本路線や一般国道 307 号といった広域幹線道路網のほか、府内の各都市を連絡する府道により道路網が形成されている。

しかし、近年、一般国道 1 号の慢性的な渋滞を起因として、これらの国道や府道においても渋滞が発生し、道路の機能が低下している状況にある。

このような中、一般国道 1 号のバイパスとして第二京阪道路の整備が平成 22 年 3 月の供用を目途に進められており、本路線に近接する枚方市茄子作南町地内において交野南インターチェンジ（仮称）が設けられることにより、本路線はそのインターアクセス道路としての役割を担うこととなる。

しかしながら、本件区間に対応する現道（以下「現道」という。）は、交通容量が不足していることに加え、クランク形状となっている箇所があるなど、新たに発

生ずる交通量を円滑に処理することは困難な状況にある。

本件事業の完成により、線形良好な4車線道路が整備されることから、第二京阪道路のインターアクセス道路としての役割を担うことが可能となる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意で環境影響評価を行ったところ、自動車の走行に起因する騒音、振動及び大気汚染について、いずれも環境基準を満たすものと予測している。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、大阪府教育委員会との協議により記録保存等の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、第二京阪道路供用後における円滑な自動車交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基づき4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和43年5月20日に決定され平成17年8月9日に変更決定された都市計画及び昭和32年3月30日に決定され平成17年8月9日に変更決定された都市計画と、基本的内容は整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通容量の不足に加え、クランク形状となっている箇所があるなど、第二京阪道路から新たに発生する交通量を円滑に処理することは困難であり、できるだけ早期にインターアクセス道路を整備し、円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。